〈3面から続き〉

者の同意を得て要援護者名簿を作成し、その名簿を民生委員と自治会へ渡していますが、自治会の名簿受取率と要援護者名簿登録率は4割にとどまっています。

要援護者の個別計画の作成など、地域での具体的な避難支援方法を明確にすることで、受取率と登録率は上がり、地域で支え合うシステムが構築されます。地域の自主性に任せるのではなく、市がリーダーシップをとり地域の特性を生かしたシステムの構築をすべきと考えますが、市の見解を伺います。

答（市長）：平常時からの地域住民による要援護者に関する取り組みは重要です。先進事例を周知し、自治会や民生委員・児童委員、地域住民における共助の推進を図り、今後「地域防災計画」に基づき要援護者対策を検討していきます。

生活保護基準引き下げの対策を

日本共産党　佐々木　弘

問：生活保護担当部署に警察官OBを配置する予算が25年度計上されていますが、どのような形態で配置するのか伺います。

また、生活保護基準の引き下げによる他制度の影響を懸念するため、対策を講じる必要があると考えるが、市の見解を伺います。

答（保健福祉部長）：警察官OBの採用は、不正受給の防止や暴力団の対応に特定したものであり単独で相談面接を行うことはありません。配置に際しては、相談者に威圧感を与えないよう配慮し、真に生活困窮している方が適切に保護されるよう実施します。

また、生活保護基準は国民の消費の伸びに合わせて給付額を改定する方式が採られています。16年度以降、基準が据え置かれたことで生活保護世帯の生活費が一般低所得世帯のそれを上回る事態が生じています。国は、対策として25年8月から3年かけて段階的に引き下げる方針です。市としては、具体的な見直し状況など国の動向を見守りながら適切に対応します。

校庭芝生化事業を慎重に

無会派　中込　淳之介

問：市では小中学校の校庭全面芝生化に向けて取り組みを行っています。

しかし、現状を見てみると大部分の学校において芝生の根付きの悪い状態が見られます。

維持管理を専門家に委託することやモデル校を指定して成功事例を作ることが必要だと考えます。

芝生化を実現するためにはさらにデータ収集を行い、検証をしっかりとした事業計画を策定することが必須です。

今後、慎重な事業の進め方を要望しますが、本事業の今後の方向性また考え方を伺います。

答（教育長）：今までの良好に育成した事例や芳しくなかった事例を踏まえて、より良い方法で事業を進めていきます。

今後、新たに芝生化を進めていく場合は、専門家の助言や先進事例の情報収集などをしっかりと行い、植え付け時期、水やりなどの維持管理の重要性を慎重に検討した上で何年かかけてじっくり校庭の芝生の面積を拡大していきます。

じっくり時間をかけて育成を

災害協定締結状況は

志政会　宇田川　希

問：東日本大震災は、防災のあり方を改めて考えさせられる契機になりました。どのような災害が起きてもしっかりした対応を自治体は求められます。日ごろから他の自治体や企業と連携を密にし、いざという時に備える必要があると考えます。本市の災害協定状況とその範囲を伺います。

答（市長）：災害時における応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関との相互応援協定のほか飲料水をはじめ生活必需品や施設の提供など、現在、14のジャンルで67の災害協定を締結しています。協定先は、近隣事業所にとどまらず県、県内全市町村、トライアングル交流先の宮城県白石市と北海道登別市です。東日本大震災では、トモダチ作戦の先駆けとして米海軍厚木基地からヘリコプターで白石市へ救援物資を送るなど大きな成果がありました。米海軍とは24年の総合防災訓練でさらに連携が強化されたと認識しています。なお、4月には茨城県那珂市および桜川市と災害協定を締結します。

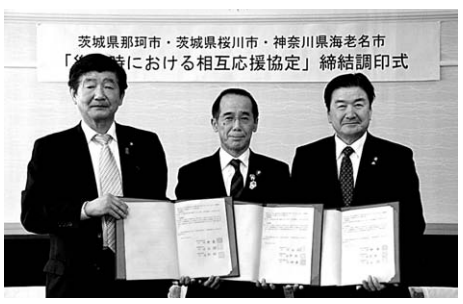

那珂市、桜川市との災害協定締結調印式

市民後見人の養成について

市政改革の会　鶴指　眞澄

問：認知症高齢者は300万人を突破し、10年前の平成14年の149万人から倍増しています。市内でも昨年10月現在で１９００人と年々増加しています。認知症の方の生涯安心した生活を守るのが後見制度です。市内では後見人は弁護士や司法書士などの専門職が行っていますが、全国的に広まっているのが市民後見人です。費用も少なく家族や地域の人が必要なときに支えとなる市民後見人を市は養成する必要があると思いますが伺います。

答（市長）：近年、認知症や知的障がい者の方が、様々な手口で悪質商法のターゲットとなる事例が増加しています。後見制度は、認知症などにより判断能力が不十分な方に代わって資産や権利を守り生活を支援する制度です。高齢化が進むにつれ、後見制度はますます重要となりますので、後見制度の周知とともに市民後見人の活用も含め、サポートできる体制を構築します。県および関係機関などとも連携しながら市民後見人の養成を進めます。

定住化政策について

創新海クラブ　久保田　英賢

問：リフォーム助成事業は25年度までの時限的な事業です。

その後の定住化政策については、二世帯住宅取得助成事業や、親元近居助成事業など、他市で行われている事業を参考にしながら子育てや介護にも効果がある事業を検討していくとのことでした。

二世帯住宅は、実態として難しいとの意見もあることから、親世代の近所に子世帯が住む親元近居に対する助成なども含めての検討を願います。

たとえば、企業を誘致するための施策である企業立地促進条例になった一定の期間税を軽減するなどの、一過性ではない生産人口年齢を増やす定住化促進の政策について市として見解を伺います。

答（市長）：住宅リフォーム助成事業後の定住化政策のひとつとして、二世帯住宅への支援も考えています。

二世帯住宅の推進は、保育の面における親世代からの協力、あるいは子世代から親世代への介護の援助、高齢者の孤独防止など両世代双方向に渡るサポートが期待できます。結果的に市の経常経費の削減にもつながります。また、企業立地促進条例のような一定期間税を軽減することも事業手法のひとつであります。

少子高齢化が進む中、若い方の定住促進のため、今後は他市で実施している二世帯住宅の建設事業費や住宅改修費の助成、マイホーム取得助成事業など公平性という観点も含め、先進市の事例を参考にしながら総合的な住宅政策を検討します。

障がい者支援について

公明党　戸澤　幸雄

問：「障害者優先調達推進法」が25年4月1日から施行となります。障がい者の自立・就労支援を目的として、国と独立行政法人などに対して、障がい者が就労施設で作った製品の購入や、清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務付けています。また、地方公共団体に対しても、障がい者施設の受注機会の増大を図るよう務めることを求めています。

市としてこの「障害者優先調達推進法」に対し、今後どのように取り組まれるか伺います。

答（保健福祉部次長）：この法律の目的は、障がい者就労施設などで就労する障がい者の自立を促進させることです。

市では、国・県の動向を見据えながら、障がい者就労施設などが、購入者に対し、取り扱う物品やサービスなどに関する情報提供を行うとともに、その質の向上と、供給の円滑化が図れるように支援します。

引き続き、障がい者への支援を積極的に進めます。

まちづくりは人づくり市民大学をその殿堂に

市民・ネットの会　奥村　正憲

問：25年3月1日、さつき町にえびな市民活動センター交流館がオープンしました。当該施設には建設費として10億円以上の税金が投じられました。今後、この施設をどう活用していくかが重要です。市は市民大学を開校する考えがあるようですが、そこで学んだ市民が学んだことを地域に還元できる環境を整備していただきたいと考えます。まちづくりは人づくりです。市民大学設立の意図を伺います。

答（市長）：市民大学の創設に当たり、えびな市民活動センターを拠点に各種講座を実施して、市民に学習の場と機会の提供を行います。

答（市民協働部長）：市民大学を卒業した方々が、